

別表第2（第3条関係）調整指数表

条件			調整 指数	備考
1	生活保護 世帯	認定事由が就労又は就労内定の場合	2	・利用申込み及び市 外の保育所等か らの転園申込み 時のみ適用
2	ひとり親	事実婚関係にある同居人がいない場合	3	・利用申込み及び市 外の保育所等か らの転園申込み 時のみ適用
3	世帯	上記に準ずる場合（離婚調停中・行方不明）	2	
4	障害	保護者が療育手帳A～B2，身体障害者手帳1～4級，精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかに該当し，認定事由が就労又は就学・職業訓練の場合	1	
5	兄弟姉妹 等	未就学児が3人以上いる世帯の場合（利用希望月現在）	1	
6		2人以上が同時に同じ保育所等の利用を申し込む場合	3	
7		兄弟姉妹が利用希望月前から引き続き利用している保育所等を第1希望で利用を申し込む場合	10	・第1希望の保育所 等のみ適用
8	卒園	年齢上限がある保育所等を卒園し，引き続き市内の保育所等の利用を申し込む場合	4	・利用を希望する保 育所等を3か所 以上申し込んで いる場合に適用
9	再入園	やむを得ない理由で退園した児童を，保育所等に入所させる場合（長期入院，里帰り出産等）	10	・再入所申込み児童 の弟妹にも適用 する。
10	児童福祉の観点から特に調整が必要な場合 （虐待，DVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合等）		4	
11	保護者が幼稚園教諭，保育教諭又は保育士として，市内の認可保育施設に就労又は就労予定の場合		10	

別表第2（第3条関係）調整指数表

12	就労状況（日数・時間等）に対して就労（収入）実績に整合性がない場合	△2 ～△4	・状況に応じて段階的に減算
13	過去に入所選考時の入所要件（家庭・就労状況等）と利用開始後の状況が異なっていることが判明した場合又は利用期間中に違反行為が判明した場合	△5	・届出義務違反や書類未提出を含む。
14	正当な理由なく、納付期限経過分の利用者負担額を滞納している場合	△10	・卒園児等に係る利用者負担額を滞納している場合を含む。
15	保護者が市外に在住（転入予定者で転入先住所が確認できる書類を提出しない場合を含む。）している場合	△5	

備考

- 1 調整指数の加減算は、利用調整基準表の基準指数に対して行う。
- 2 調整指数は、保護者からの申込みに基づき、書類等で事実が確認できる場合に適用する。
- 3 条件4，11，12，15は保護者個人，その他の条件は世帯で判定する。
- 4 条件1～4は、それぞれ重複して適用しない。（指数上位の条件を優先する。）
- 5 条件1～10は、原則として申込み日現在、保護者及び申込み児童が南九州市に住民登録し、居住している場合に適用する。